【コラム】生活に関すること

(7)校内で協力し合うために(校内支援体制の構築)

適切な指導・支援のためには、校長のリーダーシップのもと、全校的な支援体制を確立することが必要です。

- 口生徒指導部会の代表や学年の教育相談・生徒指導等の担当も含めた校内委員会が設置 され、定期的に必要な話し合いをし、全校で共有していますか
- 口特別支援教育コーディネーターの役割が明確に示され、活動できていますか
- 口効果的な交流及び共同学習が進められていますか
- 口教員の専門性向上のための研修が充実していますか
- 口個別の教育支援計画を作成し、PDCAサイクルで評価・改善していますか
- 口必要となる全ての生徒に個別の教育支援計画を作成し、合理的配慮を記載していますか
- 口保護者や関係機関との円滑な連携ができていますか

合理的配慮の申出に対して、校内に相談窓口を設けて本人・保護者が相談しやすい環境づくりをします。また、校内委員会で配慮の内容について共通理解するとともに組織的な対応をすること、事例を整理・蓄積していくことも大切です。

⑧保護者への支援(生徒指導との連携)

個別に支援を要する生徒の保護者は、大きな不安を抱えています。期待感や焦りから、できないところばかりに目がいき、生徒の良さを認める機会が少なくなってしまいがちです。認められるよりも叱られる機会が多いほど、生徒は不安定さを増し、学校生活や日常生活への適応状態がさらに悪化してしまいます。

学校は生徒の目先の問題ばかりに気をとられずに、保護者も家族も問題を抱えているという視点で見守っていく必要があります。特に行動面に課題を抱えている生徒の場合しつけや療育の問題を指摘されることが多く、保護者自身も子育てに自信を失い、孤立している場合もあります。

保護者が担任や学校に相談する気持ちをもてるようになるには、信頼関係を構築することが重要です。日常的に情報交換を行い、保護者と教職員がお互いに話しやすい関係をつくっていくことが大切です。そのためにも、校内の教育相談の窓口や個別の支援の手立てや方法(学校の取組)について、情報発信をすることが重要です。

保護者の考えを十分に受け止めながら、生徒の情報を共有し、力を伸ばすための学びの場と方法について、丁寧で継続的な相談を進めていくことが肝要です。

参考:「生徒指導提要」文部科学省 平成22年3月

⑨ライフサポートファイル・個別の教育支援計画・個別の指導計画 ライフサポートファイル

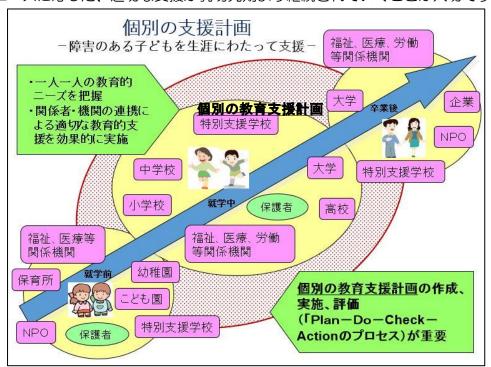
本県では、障害のある子どもについて、ライフステージごとに(支援の担い手が変わりやすい移行期においても)一貫した支援が継続的に提供されることを願い、「ライフサポートファイル」の導入、活用を促進しています。「相談支援ファイル」や「子育てサポートファイル」など呼び方は地域によって異なりますが、平成30年10月現在で県内46市町村(約85%)が既に導入し、7市町村(約13%)が導入に向けて検討

しています。

ライフサポートファイルには、出産や健診、相談の記録、通院や医療機関について、受けてきたサービスや福祉機関、ライフステージごとの子どもの特徴や生活状況など、 保護者が支援者に伝えたいことを記録することができます。保護者にとっては、支援者が変わる度に何度も同じ話をしなくてはならないという精神的負担が軽減されます。

ライフサポートファイルの内容をもとに、生涯にわたって教育、医療、保健、福祉、 労働等の関係機関が、連携して一貫した支援を継続するために、「個別の支援計画」を 作成します。就学期に学校や教育委員会等の教育機関が中心となって作成するものを 「個別の教育支援計画」と呼び、概念としては同じものです。

ライフサポートファイルが就学期に「個別の教育支援計画」に移行する場合もありますし、ライフサポートファイルに就学期以降の「個別の教育支援計画」を組み込んでいるという形式のものもあります。ライフサポートファイルの導入により、一人一人の教育的ニーズに応じた、適切な支援が乳幼児期より継続されていくことが大切です。



個別の教育支援計画・個別の指導計画

に定めることとしています。

「個別の教育支援計画」は、障害のある幼児児童生徒の一人一人を関係機関(教育、福祉、医療、保健、労働等)が連携して効果的な支援を行うとともに、乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な教育的支援を行うことを目的として作成されます。つまり、関係者が、本人や保護者の願いや目標、支援内容、支援方法などの情報を共有したり役割分担したりして適切な支援をしていくためのツールであると言えます。本県では、様式について、地域の特別支援教育連携協議会等で検討の上、市町村ごと

参考:「特別支援教育指導資料」 県教育委員会 平成30年3月 作成時期は決められてはいませんが、できるだけ早期に作成することが望ましいとされ、場合によっては、高等学校段階で必要性が生じ作成することもあります。

なお、合理的配慮については、本人・保護者との合意形成により決定した内容を個別

の教育支援計画に記載し、継続した支援に結びつけることが望ましいとされています。 障害のある幼児児童生徒への支援において、個別の教育支援計画の作成・活用は、必 須事項であり、どのような支援を、どれだけ受けているのか、その支援の理由や見通し 等を、保護者と共通理解を図りながら、支援を進めていくことが大切です。

個別の教育支援計画については、長期的な視点に立って一貫した支援を行うために、本人や保護者の同意を得た上で、進学先等に引き継ぐよう努めることが重要です。そのため、計画を作成する際には、本人や保護者に対し、その主旨や目的を十分に説明して理解を得るようにします。第三者との連携や引継ぎの際には、関係機関や内容等の範囲を明確にした上で同意を得て、個人情報の取り扱いに十分配慮しながら進めることが必要です。

「個別の指導計画」は、学校の教育課程において指導を行うためのきめ細かい計画で、 幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込 み、学期や学年ごとに作成しています。障害のある幼児児童生徒に対して、その「個別 の指導計画」に基づいた指導が行われています。

「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」は、作成すること自体が目的ではありません。活用のために、支援の実施状況については、校内委員会等において定期的に見直しを図り、随時加筆・修正を行うことが大切です。その際には、記録を基に目標の達成状況につながった支援内容や妥当性等について検証を行い、関係機関における具体的な支援内容の改善等を検討することが大切です。

また、各計画に記載された個人情報の漏洩や紛失等がないように、保管場所を決め、持ち出しのルールを共通理解するなどして適切な保存と管理に努めます。

保存期間については、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存されることが文書管理上望ましいと考えられています。

参考:「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)」平成30年8月27日

⑩防災・安全(危機管理)

災害時等の支援体制の整備

- ・災害時等の対応について、障害のある生徒の状態を考慮し、危機の予測、避難方法、 災害時の人的体制等、災害時マニュアルを整備する。
- 知的障害:適切な避難等の行動の仕方が分からず、極度に心理状態が混乱することを想定した避難誘導のための校内体制を整備する。
- ・自閉症・情緒障害:自閉症や情緒障害のある生徒は、災害時の環境の変化に適応することが難しく、極度に混乱した心理状態やパニックに陥ることを想定した支援体制を整備する。
- ・注意欠陥多動性障害:落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりする傾向を踏まえた、避難訓練に取り組む。(項目を絞った短時間での避難指示、行動を過度に規制しない範囲で見守りやパニックの予防等)

災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

- ・ 災害時等への対応のため、障害の状態等に応じた施設・設備を整備する。
- 知的障害:簡潔な動線、分かりやすい設備の配置、明るさの確保等を考慮して、施設・設備を整備する。
- 自閉症・情緒障害:外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を 整備する。

•注意欠陥多動性障害:避難場所において落ち着きを取り戻す場所が必要なことを考慮した静かな小空間等を確保する。

参考: 文部科学省合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ(平成24年2月)

ピクトグラム

ピクトグラムは、案内用図記号としてJISやISOで規格され、避難誘導の情報 や警告、禁止を示すのに使われています。避難経路や避難場所は緑と白で示され、禁止のマークは黄と黒で示されます。「防災ピクトグラム」としては、津波避難に 関するものがあります。例えば、特別支援学校等では、災害時に警告や禁止の目立つ表示をした場合には、気になって触れたり入ろうとしたりしてしまう児童生徒がいる と思われるということで、安心安全に特化した防災ピクトグラムの作成や「あんしんマーク」を使った防災コミュニティーにつながる絵カード等の作成に取り組んでいます。

セーフティーゾーン

落ちてこない(蛍光灯や非構造部材等)、倒れてこない(窓ガラスやロッカー)、 移動してこない(キャスター付きテレビやコピー機)場所(床)をテープ等で四角く 囲み視覚的に安全な場所を示すことで、落ち着いて安全な行動ができると思います。 廊下や階段、体育館や広い教室、美術室や音楽室等の物が多い教室のセーフティー ゾーンはどうするのか?それぞれの学校で取り組んでみてください。

緊急時の対応能力

特別支援学校の高等部の生徒が東日本大震災の余震の影響で電車が止まり、駅で足止めになってしまったことがありました。その時生徒たちは、自ら学校へ連絡してきたそうです。職員は生徒たちがどのような状況でいるのか知ることができ、スムーズに対応することができました。詳しい状況は、駅員さんに代わっていただき把握したそうですが、登下校時に困った状況に遭遇した時には、学校へ連絡するということや近くの人に助けを求めるといった行動が生徒に身についていたとのことです。これは、毎日の学校生活で意識して取り入れてきた「報告、連絡、相談」の学習が大変有効であったということが考えられます。障害のある生徒にとって、コミュニケーションの力を身に付けることは、卒業後の日々の人間関係を豊かにする上で大切であるとともに、災害時においても必要な能力であるということを実感することができたとのことでした。

参考:全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会「BOSAIサイドブック」 (平成27年8月)

登下校途中で非常変災により、通学路が使用できないことが考えられます。そうしたことを想定した準備をすることも安全の配慮として重要なことです。生徒や地域の実態にもよりますが、およそ1km程度の範囲内の学校や公民館などの公共施設、親戚など身内の自宅といった場所へ避難することを学校の教職員、保護者、本人と共通理解することが大切です。このような準備がされていれば、災害時において、生徒と連絡が取りづらい状況であっても、素早い対応が可能になります。平成29年3月に文部科学省より通知された「第2次学校安全の推進に関する計画について」も参考にしてください。

⑪関係機関との連携

合理的配慮の提供に向けて学校と本人・保護者だけでは、合意形成することが難 しいケースも考えられます。合理的配慮の3観点11項目(4ページ参照)の中に は以下のような場合に医療等関係機関との連携を必要とすると示されています。

心理面・健康面の配慮 〈①-2-3〉

・病弱:入院や手術、病気の進行への不安等を理解し、心理状態に応じて弾力的に 指導を行う。(治療過程での学習可能な時期を把握し健康状態に応じた指導、アレ ルギーの原因となる物質の除去や病状に応じた適切な運動等について医療機関と 連携した指導等)

専門性のある指導体制の整備 〈②-1〉

- 視覚障害:特別支援学校(視覚障害)のセンター的機能及び弱視特別支援学級、 通級による指導等の専門性を積極的に活用する。また、眼科医からのアドバイスを 日常生活で必要な配慮に生かすとともに、理解啓発に活用する。さらに、点字図書 館等地域資源の活用を図る。
- 聴覚障害:特別支援学校(聴覚障害)のセンター的機能及び難聴特別支援学級、 通級による指導等の専門性を積極的に活用する。また、耳鼻科、補聴器店、 難聴児親の会、聴覚障害者協会等との連携による、理解啓発のための学習会や 児童生徒のための交流会の活用を図る。
- 知的障害:知的障害の状態は外部からは、わかりにくいことから、専門家からの 支援や、特別支援学校(知的障害)のセンター的機能及び特別支援学級等の専門性 を積極的に活用する。また、てんかん等への対応のために、必要に応じて医療機関 との連携を図る。
- 肢体不自由:必要に応じて特別支援学校(肢体不自由、知的障害)からの支援を受けるとともにPT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語聴覚士)等の指導助言を活用する。また、医療的ケアが必要な場合には看護師等、医療関係者との連携を図る。
- 病弱:学校生活を送る上で、病気のために必要な生活規制や必要な支援を明確にするとともに、急な病状の変化に対応できるように校内体制を整備する。(主治医や保護者からの情報に基づく適切な支援、日々の体調不良のための保護者との連携、緊急の対応が予想される場合の全職員による支援体制の構築)また、医療的ケアが必要な場合には、看護師等医療関係者との連携を図る。
- ・自閉症・情緒障害:自閉症や情緒障害を十分に理解した専門家からの支援や特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障害特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、自閉症等の特性について理解を深めることができるようにする。
- 学習障害及び注意欠陥多動性障害:特別支援学校や発達障害者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。また、通級による指導等の学校内の資源の有効活用を図る。

災害時等の支援体制の整備 〈②-3〉

•病弱: 医療機関への搬送や必要とする医療機関からの支援を受けることが出来るようにするなど、子どもの病気に応じた支援体制を整備する(病院へ搬送した場合の対処方法、救急隊員等への事前の連絡、急いで避難することが困難な児童生徒(心臓病等)が逃げ遅れないための支援等。

☆県教育庁教育事務所

事務所	所在地		電話
葛南教育事務所	〒273-0012	船橋市浜町2-5-1	047-433-6017
東葛飾教育事務所	〒271-8563	松戸市小根本7	047-361-2110
北総教育事務所	〒285-0026	佐倉市鏑木仲田町8-1	043-483-1149
香取分室	〒287-0003	香取市佐原イ92-11	0478-54-1529
海匝分室	〒289-2504	旭市ニ1997-1	0479-62-2554
東上総教育事務所	〒297-0024	茂原市八千代2-10	0475-23-8126
山武分室	〒283-0006	東金市東新宿1-1-11	0475-54-1041
夷隅分室	〒298-0212	夷隅郡大多喜町猿稲14	0470-82-2411
南房総教育事務所	〒292-0833	木更津市貝渕3-13-34	0438-25-1313
安房分室	〒294-0045	館山市北条402-3	0470-22-3876

☆教育等相談機関

千葉県総合教育センター 特別支援教育部	〒263-0043	千葉市稲毛区小仲台5-10-2	043-207-6023 (直通) 043-207-6025 (相談専用)	
子どもと親のサポートセンター	〒263-0043	千葉市稲毛区小仲台5-10-2	043-207-6028 (代表) 0120-415-446 (相談専用)	
千葉市養護教育センター	〒261-0003	千葉市美浜区高浜3-2-3	043-207-6028 (直通) 047-277-1199 (相談専用)	
	〒260-0856	千葉市中央区亥鼻2-9-3	043-227-8557	
	(CAS東葛飾)			
千葉県発達障害者支援センター (CAS:キャス)	〒270-1151	我孫子市本町3-1-2 けやきプラザ4階	04-7165-2515	
	自閉症(高機能自閉症を含む、アスペルガー症候群やレット症候群、LD、ADHDなどの特有な発達障害のある本人とその家族。また、左記の方たちを援する方を対象として、相談支援、発達支援、就労支援、普及・啓発、研を行います。詳しくは、ホームページを参照してください。		記の方たちを支	
千葉市発達障害者支援センター		千葉市美浜区高浜4-8-3 千葉市療育センター内	043-303-6088	

^{*}なお、市町村の教育センター等は市町村の教育委員会におたずねください。

☆児童相談所【管轄地域】

18歳未満の児童に関するあらゆる問 益を図るために、児童や保護者に最			
中央児童相談所	〒263-0016	千葉市稲毛区天台1-10-3	043-253-4101
市川児童相談所	〒272-0026	市川市東大和田2-8-6	047-370-1077
柏児童相談所	₹277-0831	柏市根戸445-12	04-7131-7175
銚子児童相談所	〒288-0813	銚子市台町2183	0479-23-0076
東上総児童相談所	〒297-0029	茂原市高師3007-6	0475-27-1733
君津児童相談所	〒299-1151	君津市中野4-18-9	0439-55-3100
千葉市児童相談所 (千葉市所管)	〒261-0003	千葉市美浜区高浜3-2-3	043-277-8880

☆中核地域生活支援センター【管轄地域】

子ども,障害者,高齢者などを対象			
擁護を行います。			
まるっと【習志野地区】	〒275-0016	習志野市津田沼5-2-22ヴィラ習志野301号室	047-409-6161
がじゅまる【市川地区】	〒272-0032	市川市大洲1-14-4東洋荘101	047-300-9500
ほっとねっと【松戸地区】	〒270-0034	松戸市新松戸4-129 関口第5ビル1-A	047-309-7677
のだネット【野田地区】	〒270-0235	野田市尾崎840-32	04-7127-5366
すけっと 【印旛地区】	〒285-0026	佐倉市王子台1-14-12 スズノキビル1階	043-308-6325
香取CCC【香取地区】	〒287-0002	香取市北3-2-13	0478-50-1919
海匝ネットワーク【海匝地区】	〒289-2511	旭市ロの838	0479-60-2578
さんネット【山武地区】	〒289-1321	山武市富田748	0475-77-7531
長生ひなた【長生地区】	〒297-0073	茂原市長尾2694	0475-22-7859
夷隅ひなた【夷隅地区】	〒298-0004	いすみ市大原8927-2	0470-60-9123
ひだまり【安房地区】	〒294-0014	館山市山本1155	0470-28-5667
君津ふくしネット【君津地区】	〒293-0012	富津市青木2-16-14-101	0439-27-1482
いちはら福祉ネット【市原地区】	〒290-0074	市原市東国分寺台3-10-15	0436-23-5300

☆ハローワーク (公共職業安定所)

雇用に関する相談・支援及び職業の相談・紹介及び雇用保険の支給等様々な雇用サービスを行			
います。			
ハローワーク千葉	〒261-0001	千葉市美浜区幸町1-1-3	043-242-1181
ハローワーク千葉南		千葉市中央区南町2-16-3	043-300-8609
		海気館蘇我駅前ビル3階・4階	
ハローワーク市川	∓ 272−8543	市川市南八幡5-11-21	047-370-8609
ハローワーク銚子	〒288-0041	銚子市中央町8-16	0479-22-7406
ハローワーク館山	₹294-0047	館山市八幡815-2	0470-22-2236
ハローワーク木更津	〒292-0831	木更津市富士見1-2-1スパークルシティ木更 津ビル5階	0438-25-8609
ハローワーク佐原	〒287-0002	香取市北1-3-2	0478-55-1132
ハローワーク茂原	〒297-0078	茂原市高師台1-5-1茂原地方合同庁舎1F	0475-25-8609
ハローワークいすみ	₹298-0004	いすみ市大原8000-1	0470-62-3551
ハローワーク松戸	〒271-0092	松戸市松戸1307-1松戸ビル3階	047-367-8609
ハローワーク野田	〒278-0027	野田市みずき2-6-1	04-7124-4181
ハローワーク船橋	〒273-0011	船橋市湊町2-10-17	047-431-8287
ハローワーク成田	〒286-0036	成田市加良部3-4-2	0476-27-8609

☆高齢・障害者求職者雇用支援機構

就職を目指す障害者や障害者の雇用 等にかかる支援・サービスを行いま	を考えている事業主に対して,就職や雇い入れ,職場定着す。	
千葉障害者職業センター	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3	043-204-2080

☆障害者就業・生活支援センター

公共職業安定所,特別支援学校等と	連携しながら	, 障害のある方の就業及びそれに伴う生活に	
関する指導・助言・職業準備訓練の			
千葉障害者就業支援キャリアセンター	〒261-0002	千葉市美浜区新港43	043-204-2386
大久保学園	〒274-0054	船橋市金堀町499-1	047-457-7380
いちされん	〒272-0026	市川市東大和田1-2-10市川市分庁舎C棟内	047-300-8630
あかね園	〒275-0024	習志野市茜浜3-4-5	047-452-2718
ビッグ・ハート松戸	〒271-0047	松戸市西馬橋幸町117 ロザール松戸109	047-343-8855
ビック・ハート柏	〒277-0005	柏市柏3-6-21 柏ビル302	04-7168-3003
はーとふる	〒278-8550	野田市鶴奉7-1 野田市役所内	04-7124-0124
就職するなら明朗塾	〒285-0026	佐倉市鏑木仲田町9-3	043-235-7350
香取就業センター	〒287-0101	香取市高萩1100-2	0478-79-6923
東総就業センター	〒289-2513	旭市野中3825	0479-60-0211
山武ブリオ	〒299−3211	大網白里市細草3221-4	0475-77-6511
長生ブリオ	〒297-0012	茂原市六ツ野2796-40	0475-44-4646
ピア宮敷	〒299-4505	いすみ市岬町桑田341-1	0470-87-5201
中里	〒294-0231	館山市中里291(中里ワークホーム内)	0470-20-7188
エール	〒292-0067	木更津市中央1-16-12 サンライズ中央1F	0438-42-1201
ふる里学舎地域生活支援センター	〒290-0265	市原市今富1110-1	0436-36-7762
A CONTRACT OF THE STATE OF THE			

☆手話通訳に関する情報

千葉県聴覚障害者センター	₹260-0022	千葉市中央区神明町204-12	043-308-6372 043-308-6400 (fax)
		じめ、相談事業や介護関係事業など支援事業・]筆記等の派遣や 啓発活動など展